

小規模多機能ホーム いづな

指定小規模多機能型居宅介護利用契約書

目 次

<p>第一章 総則</p> <p>第1条 (契約の目的)</p> <p>第2条 (契約期間)</p> <p>第3条 (居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更)</p> <p>第4条 (介護保険の基準サービス)</p> <p>第5条 (介護保険の基準外サービス)</p> <p>第6条 (契約期間と利用期間)</p> <p>第7条 (運営規程の遵守)</p> <p>第二章 サービス利用と料金の支払い</p> <p>第8条 (サービス利用料金の支払い)</p> <p>第9条 (利用中止、変更、追加)</p> <p>第10条 (利用料金の変更)</p> <p>第三章 事業者の義務</p> <p>第11条 (事業者及びサービス従事者の義務)</p> <p>第12条 (守秘義務)</p> <p>第四章 契約者の義務</p> <p>第13条 (契約者の施設利用上の注意義務等)</p> <p>第14条 (契約者の禁止行為)</p>	<p>第五章 損害賠償(事業者の義務違反)</p> <p>第15条 (損害賠償責任)</p> <p>第16条 (損害賠償がなされない場合)</p> <p>第17条 (事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能)</p> <p>第六章 契約の終了</p> <p>第18条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)</p> <p>第19条 (契約者からの中途解約等)</p> <p>第20条 (契約者からの契約解除)</p> <p>第21条 (事業者からの契約解除)</p> <p>第22条 (清算)</p> <p>第23条 (連帯保証人)</p> <p>第七章 その他</p> <p>第24条 (要望等の処理)</p> <p>第25条 (協議事項)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

\_\_\_\_\_（以下「契約者」という。）と特定非営利法人ともにあゆむ会（以下「事業者」という。）は、事業者が小規模多機能ホームいづな（以下「事業所」という。）において提供する小規模多機能型居宅介護の利用について、次のとおり利用契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がある能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する小規模多機能型居宅介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項（以下「小規模多機能型居宅介護計画」という。）は、別紙「小規模多機能型居宅介護計画書」に定めるとおりとします。

### 第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から6ヵ月間とします。契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に6ヵ月間同じ条件で更新されるものと、以後も同様とします。

### 第3条（居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、事業所の介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という。）に契約者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画に関する業務を担当させることとします。
- 2 介護支援専門員は、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 3 事業者は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、若しくは契約者及びその家族等の求めにより、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を変更する必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとします。
- 5 前項の変更に関して、医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 事業者は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

#### 第4条 (介護保険の基準サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下「通いサービス」という）、契約者の居宅を訪問して介護等を行うサービス（以下「訪問サービス」という。）及び事業者のサービス拠点に宿泊するサービス（以下「宿泊サービス」という。）を柔軟に組み合わせ、小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

#### 第5条 (介護保険の基準外サービス)

- 1 事業者は、契約者の通院介助及び日常生活上必要なサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 2 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 3 事業者は第1項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してわかりやすく説明するものとします。

#### 第6条 (契約期間と利用期間)

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた期間内において、事業者が契約者に対して、現に小規模多機能型居宅介護サービスを実施する期間をいいます。

#### 第7条 (運営規程の遵守)

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約の内容は、前項の運営規程に基づいており、事業者、契約者ともに当該運営規程を遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第二章 サービス利用と料金の支払い

#### 第8条 (サービス利用料金の支払い)

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険の基準サービス利用料金のうち、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額(以下「介護保険給付額」という。))については、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。(法定代理受領)
- 2 契約者は、要介護度に応じてた介護保険の基準サービス利用料金のうち、重要事項説明書に定める所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:通常はサービス利用料金の1割)を事業者を支払うものとします。

但し、契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。(要介護認定後、自己負担分を除く全額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。)
- 3 介護保険の基準サービス利用料金は月額制とします。ただし、月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合、契約者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者を支払います。
- 4 月途中で要介護度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料金

を計算します。

- 5 契約者は、第2項のほか、次に掲げる契約者の日常生活上必要な諸費用の実費を負担するものとします。
  - 一 食事の提供に要する費用
  - 二 おむつ代
  - 三 宿泊にかかる費用
  - 四 小規模多機能型居宅介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、契約者に負担させることが適当と認められる費用。
- 6 前4項に定めるサービス利用料金は1ヵ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月25日までに事業所が指定する方法で支払うものとします。

### 第9条 (利用の中止・変更・追加)

- 1 契約者は、第6条に定める利用期間前において、サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、従業員の稼働状況により、契約者の希望する日時にサービスが提供できない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。
- 4 契約者は、第6条に定める利用期間中であってもサービスの利用を中止することができます。
- 5 前項の場合に契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金の支払い義務及び第13条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に清算するものとします。
- 6 第4項により契約者がサービス利用を中止する場合において、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

### 第10条 (利用料金の変更)

- 1 事業者は、第8条第1項及び2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第8条第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う1カ月前までに説明したうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第三章 事業者の義務

### 第11条 (事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービス提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、看護職員若しくは主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関と連携し、契約者から聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。

- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者若しくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 6 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。
- 7 事業者は、自ら提供する小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 8 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力等を行うことにより地域との交流を図るものとします。

## 第12条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者は、小規模多機能型居宅介護サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に拘わらず、契約者に係る他の介護サービス事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

## 第四章 契約者の義務

### 第13条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分に配慮するものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設及び設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者又はその家族等と事業者との協議により、居室及び共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

### 第14条（契約者の禁止行為）

契約者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- (1) 事業所内での喫煙
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う

こと。

- (3) その他決められた物以外の持ち込み

## 第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

### 第15条 (損害賠償責任)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は重大な過失が認められる場合であって、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

### 第16条 (損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行なった行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

### 第17条 (事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震・水害等の天災その他自己の責に帰すことのできない事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

- 2 前項の場合、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

## 第六章 契約の終了

### 第18条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 1 本契約は、次に掲げる事由により終了します。

- (1) 契約者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により契約者が要支援1・2もしくは自立と認定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(6) 第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を斟酌し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

3 入院時の契約解除

(1) 契約者が入院した際は、入院の期間に限らず、契約は自動的に解除するものとします。

(2) 利用者が入院した際の利用料は、1ヶ月間のうち、入院するまでの期間に応じて日割り計算した利用料金を支払うものとします。

### 第19条（契約者からの中途解約等）

1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日までに事業者へ通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

(1) 第7条第3項、第10条第3項により本契約を解約する場合

(2) 契約者が入院した場合

### 第20条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者若しくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

(1) 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める小規模多機能型居宅介護サービスを実施しない場合

(2) 事業者若しくはサービス従事者が第12条に定める守秘義務に違反した場合

(3) 事業者若しくはサービス従事者が故意又は重大な過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(4) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### 第21条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

(1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(2) 契約者が、第8条第2項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

(3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

### 第22条（清算）

第18条第1項第2号から第6号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第13条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に清算するものとします。

### 第23条（連帯保証人）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人として定めるものとします。
- 2 代理人は、本契約に起因する債務に関する連帯保証人としての義務を負うものとします。
- 3 前項の代理人の負担は、極度額180万円を限度とします。
- 4 代理人が負担する債務の元本は、利用期間の終了をもって確定するものとします。
- 5 代理人の請求があったときは、事業者は、代理人に対し、遅滞なく利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

## 第七章 その他

### 第24条（要望等の処理）

事業者はその提供したサービスに関する契約者等からの要望や相談に対応する窓口として、要望等受付担当者を設置し、迅速かつ適切に対応するものとします。

### 第25条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

令和5年10月1日

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住 所 \_\_\_\_\_  
(連帯保証人)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

事業者 住 所 花巻市東和町土沢8区203番地  
事業所名 特定非営利法人ともにあゆむ会  
小規模多機能ホーム いづな  
代表者氏名 理事長 佐々木 敬尚 印

小規模多機能ホーム いづな

指定介護予防小規模多機能型居宅介護利用契約書

目 次

<p>第一章 総則</p> <p>第1条 (契約の目的)</p> <p>第2条 (契約期間)</p> <p>第3条 (介護予防サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更)</p> <p>第4条 (介護保険の基準サービス)</p> <p>第5条 (介護保険の基準外サービス)</p> <p>第6条 (契約期間と利用期間)</p> <p>第7条 (運営規程の遵守)</p> <p>第二章 サービス利用と料金の支払い</p> <p>第8条 (サービス利用料金の支払い)</p> <p>第9条 (利用中止、変更、追加)</p> <p>第10条 (利用料金の変更)</p> <p>第三章 事業者の義務</p> <p>第11条 (事業者及びサービス従事者の義務)</p> <p>第12条 (守秘義務)</p> <p>第四章 契約者の義務</p> <p>第13条 (契約者の施設利用上の注意義務等)</p> <p>第14条 (契約者の禁止行為)</p>	<p>第五章 損害賠償(事業者の義務違反)</p> <p>第15条 (損害賠償責任)</p> <p>第16条 (損害賠償がなされない場合)</p> <p>第17条 (事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能)</p> <p>第六章 契約の終了</p> <p>第18条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)</p> <p>第19条 (契約者からの中途解約等)</p> <p>第20条 (契約者からの契約解除)</p> <p>第21条 (事業者からの契約解除)</p> <p>第23条 (連帯保証人)</p> <p>第七章 その他</p> <p>第24条 (要望等の処理)</p> <p>第25条 (協議事項)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

\_\_\_\_\_（以下「契約者」という。）と特定非営利法人ともにあゆむ会（以下「事業者」という。）は、事業者が小規模多機能ホームいづな（以下「事業所」という。）において提供する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「介護予防サービスという。」）の利用について、次のとおり利用契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める介護予防サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する介護予防サービスの内容、利用期間、費用等の事項（以下「介護予防小規模多機能型居宅介護計画」という。）は、別紙「介護予防小規模多機能型居宅介護計画書」に定めるとおりとします。

### 第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から6ヵ月間とします。契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に6ヵ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条（介護予防サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、事業所の介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という。）に契約者の介護予防サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に関する業務を担当させることとします。
- 2 介護支援専門員は、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 3 事業者は、介護予防サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、若しくは契約者及びその家族等の求めにより、介護予防サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、介護予防サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を変更する必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して介護予防サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとします。
- 5 前項の変更に関して、医療系サービスなど介護予防サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 事業者は、介護予防サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

#### 第4条 (介護保険の基準サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス(以下「通いサービス」という。)、契約者の居宅に訪問して介護等を行うサービス(以下「訪問サービス」という。)及び事業者のサービス拠点に宿泊するサービス(以下「宿泊サービス」という。)を柔軟に組み合わせ、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

#### 第5条 (介護保険の基準外サービス)

- 1 事業者は、契約者の通院介助及び日常生活上必要なサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 2 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 3 事業者は第1項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してわかりやすく説明するものとします。

#### 第6条 (契約期間と利用期間)

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた期間内において、事業者が契約者に対して、現に介護予防サービスを実施する期間をいいます。

#### 第7条 (運営規程の遵守)

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約の内容は、前項の運営規程に基づいており、事業者、契約者ともに当該運営規程を遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第二章 サービス利用と料金の支払い

#### 第8条 (サービス利用料金の支払い)

- 1 事業者は、契約者が支払うべき基準サービスの利用料金のうち、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額(以下「介護保険給付額」という。)については、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。(法定代理受領)
- 2 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:通常はサービス利用料金の1割)を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。(要介護認定後、自己負担分を除く全額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。)
- 3 本サービスの利用料は月額制とします。但し、月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合、契約者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者に支払います。

- 4 月途中で要介護度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 5 契約者は、第2項のほか、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を負担するものとします。
  - 一 食事の提供に要する費用
  - 二 おむつ代
  - 三 宿泊にかかる費用
  - 四 介護予防サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、契約者に負担させることが適当と認められる費用。
- 6 前4項に定めるサービス利用料金は1ヵ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月25日までに事業所が指定する方法で支払うものとします。

### 第9条（利用の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、第6条に定める利用期間前において、サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、従業員の稼働状況により、契約者の希望する日時にサービスが提供できない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。
- 4 契約者は、第6条に定める利用期間中であってもサービスの利用を中止することができます。
- 5 前項の場合には、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第13条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に清算するものとします。
- 6 第4項により契約者がサービス利用を中止する場合において、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

### 第10条（利用料金の変更）

- 1 事業者は第8条第1項及び2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第8条第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う1カ月前までに説明したうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第三章 事業者の義務

### 第11条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービス提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、看護職員若しくは主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関と連携し、契約者から聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。

- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する介護予防サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者若しくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 6 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。
- 7 事業者は、自ら提供する介護予防サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 8 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします。

## 第12条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者は、介護予防サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に拘わらず、契約者に係る他の介護サービス事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

## 第四章 契約者の義務

### 第13条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設及び設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者又はその家族等と事業者との協議により、居室及び共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

### 第14条（契約者の禁止行為）

契約者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- (1) 事業所内での喫煙
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。

- (3) その他決められた物以外の持ち込み

## 第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

### 第15条 (損害賠償責任)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
- 但し、契約者に故意又は過失が認められる場合であって、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

### 第16条 (損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行なった行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

### 第17条 (事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震・水害等の天災その他自己の責に帰すことのできない事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

## 第六章 契約の終了

### 第18条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 1 本契約は、次の各号に掲げる事由により終了します。
- (1) 契約者が死亡した場合
  - (2) 要介護認定により契約者が自立と認定された場合
  - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
  - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - (6) 第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を斟酌し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

### 3 入院時の契約解除

(1) 契約者が入院した際は、入院の期間に限らず、契約は自動的に解除するものとします。

(2) 利用者が入院した際の利用料は、1ヶ月間のうち、入院するまでの期間に応じて日割り計算した利用料金を支払うものとします。

## 第19条（契約者からの中途解約等）

1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日までに事業者へ通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

(1) 第7条第3項、第10条第3項により本契約を解約する場合

(2) 契約者が入院した場合

## 第20条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者若しくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

(1) 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防サービスを実施しない場合

(2) 事業者若しくはサービス従事者が第12条に定める守秘義務に違反した場合

(3) 事業者若しくはサービス従事者が故意又は重大な過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(4) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## 第21条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

(1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(2) 契約者が第8条第2項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

(3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## 第22条（清算）

第18条第1項第2号から第6号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第13条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に清算するものとします。

### 第23条（連帯保証人）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人として定めるものとします。
- 2 代理人は、本契約に起因する債務に関する連帯保証人としての義務を負うものとします。
- 3 前項の代理人の負担は、極度額180万円を限度とします。
- 4 代理人が負担する債務の元本は、利用期間の終了をもって確定するものとします。
- 5 代理人の請求があったときは、事業者は、代理人に対し、遅滞なく利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

## 第七章 その他

### 第24条（要望等の処理）

事業者はその提供したサービスに関する契約者等からの要望や相談に対応する窓口として、要望等受付担当を設置し、迅速かつ適切に対応するものとします。

### 第25条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

令和5年10月1日

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契 約 者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代 理 人 住 所 \_\_\_\_\_  
(連帯保証人) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

事 業 者 住 所 花巻市東和町土沢8区203番地  
事業所名 特定非営利法人ともにあゆむ会  
小規模多機能ホーム いづな  
代表者氏名 理事長 佐々木 敬尚 印